（資料２）

議題 ４

他自治体の状況に関する追加調査結果の報告

調査の概要

旅館業に対する上乗せ規制に関する追加調査

目的　　：前回調査で確認しきれなかった各自治体の規制の内容や規制後の状況を把握することで、実効性のある施策検討の参考とする

対象　　：前回上乗せ規制を実施していると回答した自治体のうち、以下の自治体

- 船橋市に近接している自治体
- 措置（指導票交付）事例がある自治体
- 施策検討の参考となり得る自治体

調査方法：各自治体の前回回答を記載した調査票を作成し、個別にメール送付

実施期間：令和8年7月27日～令和8年8月19日

回答数　：13／13自治体（回答率：100%）

調査結果

① 前回調査で実施有とした規制のうち「その他自治体独自の規制」の内容

② 施設の形態・立地に応じた規制内容

③ 既存営業者に対する遡及適用

④ 「効果があった」と回答した規制の具体的な効果の内容

⑤ 上乗せ規制実施後、運用に支障が生じた規定内容及びその理由

- 以降の資料は調査結果の一部を抜粋したり、異なる設問の回答を組み合わせて示しています。
- 本報告では具体的な回答自治体名は差し控えさせていただきます。

調査結果

①「その他自治体独自の規制」の内容(1/3)

許可申請時に求める書類に関する規制

前回調査の選択肢

- ☐ 建築基準法に基づく検査済証の写し又は代替書類
- ☐ 消防法令に基づく適合通知書
- ☐ その他、自治体独自の書類・項目

土地・建物の権原・所有権に関する書類

- 土地・建物の登記事項証明書
- 土地・建物の使用承諾書
- 賃貸借契約書 ・ 居住用専有部分の用途に関する規約
- 管理組合が旅館業を禁止していないことを証する書類

施設管理に関する書類

施設の管理方法を示した書類(簡易宿所)

事前周知に関する書類

計画公開結果報告書、事前周知内容記録書 等

その他

廃棄物に関する清掃事務所との事前相談記録

調査結果

①「その他自治体独自の規制」の内容（2/3）

旅館業の適正な運営の確保に関する規制

前回調査の選択肢

- ☐ 標識の設置
- ☐ 周辺住民への事前説明
- ☐ 責任者の設置
- ☐ 従事者等の常駐
- ☐ 適切・迅速な苦情対応
- ☐ 宿泊者への説明
 （ルールや施設の利用方法）
- ☐ 宿泊者に対し行為の中止の求め
- ☐ その他、自治体独自の基準

施設管理体制に関する規制

施設巡回、その結果を記録保管

遵守事項を記載した手引書の作成

営業従事者名簿を備え付け

苦情対応記録の作成

本人確認・鍵の受け渡しに関する規制

本人確認後の鍵の交付

面接の方法で本人確認等を行う

その他

地域活動への参加　　自主解決の努力

調査結果

①「その他自治体独自の規制」の内容(3/3)

施設基準に関する規制

前回調査の選択肢

☐ フロント(帳場)設置

☐ 駐在場所(駐在の求め)

☐ その他、自治体独自の基準

玄関帳場の詳細規定

- 宿泊者以外の者がみだりに入室できない場所に設ける
- 宿泊者と容易に面接できる場所に設ける

駐在場所の詳細規定

- 施設内に常駐できるための設備を設ける
- 玄関帳場を有さない場合、管理事務室を設ける
- 通信設備の備え付け

施設、客室の設備に関する規定

- 宿泊者と連絡ができる機器の設置
- 確認用カメラ通信設備の設置

結果

② 施設の形態・立地に応じた規制内容(1/2)

不在型施設に対する規制

- 営業施設入口付近の表示に緊急連絡先及び連絡方法を掲示
- 常時連絡を受けられ、10分以内に駆けつけられる体制の整備

旅館業の適正な運営の確保に関する規制

- 施設外玄関帳場(概ね10分以内に到着可能な場所)の設置
- 宿泊者が管理者と常時連絡できる電話機等の設置
- 人の出入り状況を確認できる監視カメラ等の設置

施設基準に関する規制

結果

② 施設の形態・立地に応じた規制内容(2/2)

立地による規制

- **住居系用途地域・その周辺100m以内、学校等の保護対象施設から200m以内の商業地域**に営業概要を記載した看板の公開を指導、ラブホテルで特徴的な構造設備を規制
- **児童福祉施設等が旅館業の敷地の周囲110mにある場合、**いわゆるラブホテルの建設を防止するための構造設備基準を規定
- **用途地域**によって、外観規制のマンセル値※等を変えている

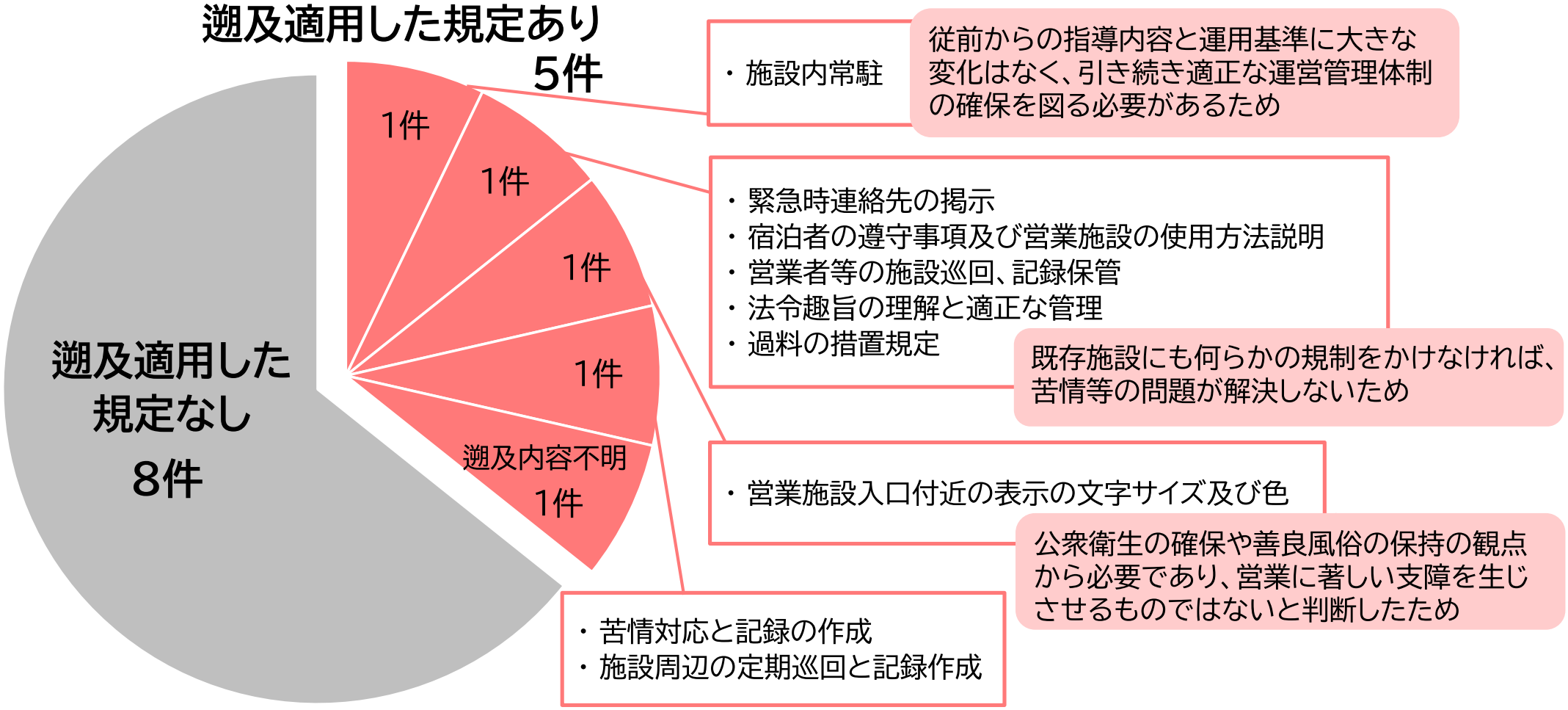
※マンセル値：色の3要素である「色相(色の種類)・明度・彩度」を数値と英字で表現し、どんな色かを伝えられる記号

居住建物の一部を利用する場合の規制

- 鉄筋コンクリート造りまたは鉄骨鉄筋コンクリート造りとすること

結果

③ 既存営業者に対する遡及適用



結果

④「効果があった」と回答した規制の具体的な効果の内容

分類	詳細
実績で確認できるもの	• 苦情･トラブル発生件数の減少した　3件 • 新規申請･相談件数が減少した　2件 • 行政事務が低減した　2件
規制内容そのものがトラブル防止の仕組みになっているもの	• 申請書類への規定により関係法令に適合することの確認ができる　2件 • 事前の説明や協議により工事着工後のトラブルを防止できる　2件 • 土地及び建物の所有者の承諾なく許可申請が行われることがなくなった • フロント設置や常駐を定め管理不備になりうる計画が減った • 指導根拠が明確になった
営業者や住民の意識、行動の変化が見られるもの	• 標識設置や事前説明により、住民と営業者の相互理解の促進　4件 • 営業者の意識が向上した • 住居との混在を制限したため、同一階住民への悪影響を防止できている

※ 件数の記載がない場合は各1件

結果

⑤ 施行後の運用に支障が生じた規制

建築基準法に基づく検査済証の写し又は代替書類等

► 提出されない事例が多く、効果が限定的

標識の設置、周辺住民への事前説明、責任者の設置

► 法の規定に基づく規制事項ではないため許可要件とすることができず、
旅館業許可に反対する近隣住民の理解が得られない

適切・迅速な苦情対応、宿泊者への説明（ルールや施設利用方法）、宿泊者に対し行為の中止の求め

► 騒音やごみ出しに関するトラブルについては宿泊者のマナー・モラルの問題であるため、
条例違反（営業者が適切に対応していない）として指導することが難しく、効果が限定的

フロント代替設備への常駐

► 従業者が常駐しているかを行政が継続的に確認することは困難